九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

肥前穴嶽石炭山経営と資金調達（三）

坪内，安衛
私設伊万里湾域石炭産業史資料室（元立川鉱業所労働組合委員長）

https://doi.org/10.15017/13638

出版情報：エネルギー史研究 ： 石炭を中心として. 7, pp.114-125, 1976-10-15. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

肥前穴嶽石炭山経営と資金調達(三)

坪内安衛

目次

一、穴嶽炭坑の資料収集
二、藩制時代の石炭生産
三、藩制末期の石炭山経営と資金調達（以上、五号）
四、明治初期の穴嶽石炭山の経営
1. 明治初期の石炭坑業人
2. 穴嶽炭坑区と借区権の動き
3. 穴嶽炭坑の炭層について（以上、六号）
4. 納屋親方と坑夫
5. 石炭運搬と馬方
五、石炭販売と資金調達
1. 石炭販売による資金調達
2. 問屋からの資金調達
3. 石炭山経営資金調達の新しい動き（以上本号・完）

四、明治初期の穴嶽石炭山経営

4. 納屋親方と坑夫

穴嶽炭坑があったワタエン谷には、慶応年間に坑夫の住む納屋があったと思われる。（「立川村永々村方取極并諸記録（御用記）」）。

明治の初期の石炭問屋の大福帳には松五郎に関し明治五～七年に次の記録がある。

① 申七月五日
一、札拾弐匁八分　山出松五郎
銀札八匁

② 申八月九日
一、札弐拾匁　松五郎内
林三分

③ 申十月二十七日
一、正七百廿斤石　政平積賃
一、十匁　松五郎

④ 戌四月五日
一、わらじ壱束　石割松五郎下男□□（消印により名不詳）

⑤　申八月七日

一、米二升分　半左衛門

二匁宛　松五郎

（民平　元作　出米助山　伊平山）

このほかにも松五郎に関する記録はある。資料⑤では、問屋は松五郎を山方と同様に取扱っている、資料①、③の記録に見られるように、松五郎は石炭を土場まで運搬したり、坑業人政平の石炭を船積みしている。また資料②、④の記録によると、松五郎は、坑夫林三、また石割夫（次項参照）をおいている。

さらに松五郎を別の角度から追求すると、穴獄炭坑近くには松五郎の娘・息子の童顔を刻んだ墓が三つあり、墓の一つに次の記録がある。

釈智好童女　明治十三年辰五月十九日

杵島郡武雄村　山崎松五郎娘ムサ四才

これによると、松五郎は杵島郡武雄村の者である。おそらく石坂問屋の大福帳に記録されている松五郎と同一人物（立川区の古老の話から推察しても）であろう。松五郎は、ワタエン谷では相当の実力者でありながら「ヨソモン」（他国者）ということから鉱業権を得ることが出来ず、ワタエン谷に納屋を持ち、納屋の親方になったのであろう。

坑夫については石坂問屋の文書に具体的な記録はないが、次に紹介する石坂問屋の大福帳を見ると、石坂問屋と抗業人・坑夫の関係や、坑夫生活の一面がうかがえる。次は明治六年から七年であるが、

①　酉二月二十九日

一、米一升

一、札六匁

一、ろうそく半打　秀作分

一、わらじ三束　夫庄平

②　酉十月二十日

立川山庫助頼米一升五合（甚吉　さよ）　出し

③　戌二月二日

一、白米一升（秀作　平蔵　庄作　庄平内）

④　戌八月八日

一、札五匁　立川平蔵　庄平内

①、③、④は、穴獄炭坑の抗夫についての記録である。庄平は（石炭出荷の項参照）当時の山方中では石炭採掘の多いほうであった。②の庫助も石炭出荷の記録は多い。古老（小松エキさん）の話では「ワタエン谷には、坑口の近くに坑夫の家がいっぱいあって、一つの村が出来ていた。自家労力だけで採掘していた石炭山もあったが、隣村（東松浦郡平山村）からも来ていた。男は切羽で炭を掘り、硬・炭の搬出は女の仕事であった」。炭坑労働者の呼称は別になく「坑夫を呼ぶときは、オイ、鉄、サミ、といったように呼んでいました」ということである。石坂問屋の大福帳の記録にも見られるように、当時穴獄炭坑の坑業人は、労働者を雇夫、坑夫というより「下男」に近い考え方を持っていた。

しかし、坑夫と思われるなかに「割石」あるいは「石割」という名

称がみられる。石坂問屋の大福帳と嘉永年間に建立された墓石に刻まれた「割石・本田市蔵」などがそれである。石坂問屋の資料から、次の文書を紹介し、「石割」について少し考察してみよう。

① 戌四月五日（明治七年の記録）

一、わらじ壱束　石割松五郎下男□□（消印で名不詳）

② 正月　五〆七百文　長門屋（明治九年の記録）

一、酒弐升　井笹屋分
一、〃三升　草場分
一、酒弐升　石右衛門分
　　廿匁
　〆七升　石割分入前
一、外ニ壱升五合　山方分之前入
　　上荷酒代

③ 子年八月二十八日（明治九年）

　石割分入前
一、外ニ壱升五合山方より之前入

資料①は、松五郎の内においていた石割夫についての記録であることが理解できる。②の記録の長門屋と井笹屋は飲酒屋で、草場は唐津の石炭取引商である。「一、酒弐升廿匁、石右衛門分」とあるのは、穴獄炭坑の山方である。当時「石割」は坑内でかなり重要な職種で当時の穴獄炭坑では掘進夫として、②や③に見られるように、盆・正月には特別な待遇をうけていたと思われる。

5. 石炭運搬と馬方

穴獄炭抗から立川村の大溜池の岸、立川村下、駒鳴村字白木を通り、石坂土場まで約一里の山道を、馬に背負わせ、または人が背負って石炭を運搬した。その後明治十二年頃から穴獄炭坑の石炭は、通抜け（現在の立川隧道のこと）を通って、相知町山崎の土場まで約一里四丁を荷車で運ばれたのである。運搬について石坂問屋の記録には次のものがある。

① 巳四月二日　草場藤造様

一、小石七荷五十斤宛　常八分
一、小石七荷七十斤宛　常八分
　〆
一、四荷　七十斤宛
一、馬四駄　又四駄十一月之才助
一、三荷　七十斤宛
　〆
巳十月廿八日
一、十三荷
巳十二月
　〆拾壱駄

② 覚　国助分

八月九日
一、生石弐百斤　村才助
一、〃　六百弐拾斤　立川友平
　　三拾壱匁
一、〃　七百斤　伊三郎
一、〃　六百斤　治吉

一、生石七百弐拾斤　儀作
一、〃　四百八拾斤　藤平
一、〃　七百廿斤　吉平
一、〃　五百斤　円作
一、〃　六百弐拾斤　白木林作
八月十六日
一、生石四百八拾斤　伊平
〆　五千百八拾斤　五匁宛

③
記　あら（註・デケ石のこと）
一、石八百弐拾斤　平太文
三十一銭一厘
一、石六百斤　国助
先取
一、〃　千三百弐拾斤　新九郎
五十銭
一、〃　八百八拾斤　儀市
三十三銭三厘
〆
一、石三千四百斤　又吉
〆内壱円弐拾九銭　馬届相渡
右之通り駄ニ而御たのみ申上候　立川山
同儀助
旧七月十三日　〆壱円拾四銭四厘渡
〆十四銭九厘預かり

石坂
野中円吉様　内十銭　上荷酒代

①から運搬量の単位を知ることができる。例えば「小石七荷五十斤宛」の場合は一荷単位が五十斤である。別に「七十斤宛」の場合もあるが、これは特別の理由があるのでなく、運搬する人、または馬の力量によって決まるものである。運搬の単位について、石坂問屋の大福帳に次のような記録もある。

子五月十七日（明治九年）
一、小石七石　久治分
十　吉
子六月十日
一、小石弐駄　円吉分　十吉
一、あら石　四樽　峯四郎分　十吉
小石

これによると、小石（小さい石炭）は「何石」と桝で表し、あら石（デケ石・低カロリー炭）は樽で計っている。

②の記録は唐津の石炭商人国助が立川山の石炭を買受け、それを村の馬方、あるいは人夫に運搬させた覚書である。年月は不明だが、他の記録と照合して、明治二年頃のものと思われる。この記録に「〆五千八百八拾斤　五匁宛」とある。「五匁宛」とは、石炭百斤を立川山から石坂土場まで運搬する駄賃のことである。運搬者の名前の肩に、例えば「村才助、立川友平」と書かれているが、村才助の場合は駒鳴村の才助であり、立川、駒鳴村に同じ名前の者が二人以上ある時だけである。

③の記録は、旧七月十三日となっているが、年月は不明である。この

文書は、立川山の坑業人儀助が、平太文・国助・新九郎・儀市・又吉らが立川山から石坂土場まで「デケ石」（低カロリー炭）を出荷した駄賃を記して、石坂問屋円吉に精算支払（立替払）を依頼した文書である。運搬駄賃は石炭百斤につき約三銭七厘である。石炭運搬駄賃については石坂問屋の大福帳にも次の記録がある。

子四月六日（明治九年）

一、小石弐駄　　円吉

一、小石弐駄　常助分　円吉

代〆四駄　拾銭

さらに年月は不明だが、旧七月二十五日として、

記　　庫助

円吉　受合証文入

一、金五拾壱円　　庫助渡

此荷五円　　四万斤

とある。「此荷五円」と書かれた金額は、立川山から石坂土場までの運搬賃で、これを百斤当りに計算すると一銭二厘になる。（『鉱山志料調』によると、穴獄炭坑から石坂土場まで百斤当りの駄賃は「一銭三厘」でほぼ同じである。）

石炭を運般する馬方は立川・駒鳴村の者が殆んどである。この馬方全員が自分の持馬であったわけではない。石坂問屋から馬を借りて「馬当金」を支払っている者もいた。勿論自分が馬を持って駄賃稼ぎしている馬方もいた。石坂問屋の大福帳に、元治元年の頃から慶応二年までに金拾両も借り、この頃に馬を買ったのではないかと思われる馬方文右衛門の精算記録がある。それによると、馬方文右衛門は明治元年八月から十二月までに精算をした。

これによると、文右衛門は借金の精算に石坂問屋に水田壱枚と参の谷こば（畑）を渡し、残る借金は駄賃をもって差引き、なお借金が残った。その後またすぐに文右衛門の妻は十銭、五銭、また粟一升などを借りに行くという馬方稼業の生活の一断面が見られる。

参考までに石坂問屋の記録から明治時代の馬の取引相場を拾ってみると、明治三十六年八月廿三日「一、金拾五円馬代政治郎」、同三十八年十二月九日「一、金弐拾三円馬代　立川伊平」といった記録がある。

五、石炭販売と資金調達

1. 石炭販売による資金調達

明治初期における穴獄炭坑の石炭販売では、殆ど石坂問屋が仲介に入り、取引仕切をしているようである。その取引商人としては藩制時代よりの米屋・松本屋・肥前屋・加登屋の外に、藩政末期から明治の初期にかけてかなりの石炭取引をしていた唐津の草場藤造（石坂問屋の大福帳には米も取扱っている）・八百屋の常助（川船も持っている）・満島の石炭商人国助・唐津の煙屋久助等がある。このほかにも石坂問屋の大福帳には瓦屋や農家との取引記録がある。そのうちから、石炭の値立をして他の物資と交換をしている記録を紹介しよう。

① 申八月五日から十月限り其の利定（明治五年）

一、米五俵石坂広作より借用

立川伊太郎渡し

代壱俵ニ付

百十五匁ト七十弐文文札石炭替石炭前

川似御受取相成ニ而取極候
十月十五日限

②　子十月十一日（明治九年）
一、瓦代五百九拾四枚
一、代四円七十五銭二厘
〆四円八十一銭二厘
内
一、小石代一荷五十五銭
二十荷分三円五十銭
一、あっか石　百五十斤
〆十五銭
一、八十銭三厘下久平様分
〆四円四十五銭三厘引
〆三十五銭九厘子十月十一日相渡

①の記録は駒鳴村石坂の百姓広作より立川山伊太郎（当時の坑業人）が米五俵を買って（米一俵に付百十匁と七拾弐文の文札売渡し）その代金を石炭で支払うべく取決めたものである。石炭代は前川土場（松浦川石坂土場のこと）で受取るべく取決めをしているが、石炭の価格は示していない。②の記録は石坂問屋円吉の家を改築する際に屋根瓦を購入して、その代金（瓦五百九拾四枚分）〆四円八十一銭二厘に対し、「小石」（小さく割れた石炭）一荷（八十斤）五十五銭・「あっか石」（デケ石ともいう、低カロリー炭）（百五十斤）十五銭、残金三十五銭九厘は現金で精算をしている。生活物資にいたるまで、代金を石炭で代替支払をおこなったことを示している。また石坂問屋は安く石炭を立川山から買取り、山方は坑内で使用する「あかし」や「トウシン」・ろうそく・塩・酒・衣類にいたる種々のものを石坂問屋から買っていた。

次に、石炭の売買契約を結び、前金を受取り、資金繰りをしている例を紹介する。

前　売　証

一、石炭　八万斤　　但時相場
□□□　　此引当
㊞㊞㊞
金八拾四円　　請取

右之通リ正ニ売渡申候也、決メ実正也、然ル上ハ積船御報知次第無間違積ミ申候、尤旧正月迄候ハバ金高ニ弐歩利足ヲ附御勘定可仕、為後日一札相渡置候決メ仍而如件

明治十一年一月廿六日
立川村売主　江利庄平　㊞
弁済受人　野中円吉　㊞

栗田九市殿

前書之通積下シ石炭相渡可申候也

山崎常造　㊞
山下又兵衛㊞

この記録によると、立川山坑業人江利庄平は、石坂問屋円吉を保証人にたて、栗田九市（この文書以外に栗田九市の記録がないので不明、この地方の商人とは思われない）と石炭八万斤を当時の相場の「八拾四円」（千斤当り一円五銭）で一応売買契約を結び、受取時の相場で精算するものと取決めている。このような石炭代金先取の売買契約

について、明治五年頃立川山の坑業人庫助・半左衛門・伊太郎等が、五万七千八百斤の石炭を「七拾六円」（千斤当り約一円三十銭）で唐津商人草場藤造に売る契約を結び、出炭した記録もある。売買契約においては、かならず石坂問屋円吉が保証人または弁済人となっていて、穴獄炭坑経営と資金調達の仕組の中に重要な人物として登場している。それでは、石炭山の山方は石坂問屋に世話料（または仲介料）として如何程支払をしていたであろうか。それに関する資料は少ないが、石坂問屋の大福帳に明治六年十二月三日、石炭代精算に対する石坂問屋の口銭の記録では「七拾両」取引の「口銭」は「金拾両」と取引高の約一割四分三厘となっている。

山方はこのような石炭売買契約、または注文による売込み販売によって得た資金で、石坂問屋への借金・利息や生活物資の代金支払に当て、なお残金があれば、はじめて利潤を得たことになる。

2. 問屋からの資金調達

資金の調達については前項に記述した方法のほかに、石炭山の開坑に必要な資金、または当面石炭山経営に必要な資金を借りて、石炭出荷販売の際に利息と共に支払精算する方法があった。小額資金については、殆ど石坂問屋が貸付ている。その例として次のような記録が問屋の大福帳にある。

辰十二月二十九日（明治元年）
金弐両渡　但ひとへ物四枚
巳正月四日（明治二年）
壱〆九十四文と一、米壱升五合常八
元利拾四〆七百七拾四文
（中　略）
巳三月廿日入
残四〆弐百三拾七文
内
九〆四百五拾文　徳平分入
引残五〆弐百十三文　あまり
内ニ新金三両渡〆直
残五百四十七文　不足

この中で明治二年三月廿日に精算をした立川山の常八は他の資料などからみて、立川山の山方中でも規模の小さい石炭山経営者と思われる。常八は十二月二十九日から翌年三月廿日までに、借金の残四〆弐百三十七文を徳平からの石炭代九〆四百五十文の入金によって支払い、差引五〆弐百十三文の石炭代金が常八に残った。しかし、当面必要な資金として新に金三両を借りて残五百四十七文を、常八は新に借金したのである。このように小額の資金を石坂問屋から借りて石炭山の経営をしている山方も少なくない。

ところが、右の常八の場合のように出炭と支払が順調に行くとよいが、石炭山経営不振の場合は、資金繰りは昔も今も変りなく大変な苦労をしている。例えば、慶応年間より穴獄炭坑で石炭山の経営を続け、立川山の山方中では比較的規模の大きかった亀吉に対し、石坂問屋円吉が、明治八年十月三日までに貸付した「六拾六円四拾五銭四厘」の支払を請求した文書があるから紹介する。

記　　丸屋亀吉江貸金元調出

① 卯年八月（慶応三年）

一、金三円弐拾八銭七厘　石炭代
八ヶ年分
此利三円九拾四銭四厘　年中壱割五分

②　未十二月廿四日（明治四年）
一、金七円五拾銭　但浜崎札壱貫匁也
四十五ヶ月
此利三円三十七銭五厘　月壱分

③　申年（明治五年）
一、金拾七円三拾九銭　石炭駄賃為替
三十二ヶ月分
此利拾円四拾壱銭　月二分

④　酉三月（明治六年）
一、同九十一銭七厘　安藤分ぬか代払替
三十ヶ月分
此利五十五銭　月二分

⑤　戌二月八日（明治七年）
一、金拾壱円八拾銭　草場藤造より石代金
口入払替
十九ヶ月分
此利四円四十八銭四厘
月二分

⑥　一、金壱円六拾八銭壱厘　取替分〆共

⑦　一、金壱円拾壱銭六厘　塩拾四俵代

⑧　小以六拾六円四拾五銭四厘
明治八年亥十月三日出

ここに紹介した文書は、石坂問屋円吉が大福帳から未払になっている亀吉の貸出を調べて請求したものである。①に石炭代とあるのは、契約出炭の出荷不足代金が八ヶ年も未払になり、年間壱割五分の利息によって元金よりも多くなったため出てきた金額である。②、③では石坂問屋が立替払をしたものが未払になっている。④について述べると、立川山（穴獄炭坑）には「約馬方中」（きめうま）という記録がみられる。安藤は山方亀吉の「約馬方」であった。ぬか代などは一応山方が支払うことになっており、駄賃精算の際にぬか代も含めて精算されるが、とりあえずは石坂問屋が立替払をしていたのである（他の山方（坑業人）の場合も同じである）。⑤は、唐津の石炭商人草場藤造に石炭売込みの世話（口入または口銭）をした石坂問屋に対する世話料（口入）。「金拾壱円八拾銭」が、亀吉の未払になっていて、問屋が一応立替払したことにして、記帳したものである。⑥にある「取替〆共」分は、さきに記述したこのほかの貸付小額取替分を合計した額である。①から⑦の合計額「小以六拾六円四拾五銭四厘」は亀吉の借金として、長いもので八ヶ年間、年利壱割五分の利息でふくれあがったものである。③、④の如きは月二分の利息で精算され、その利息合計だけでも弐拾弐円七拾六銭三厘となったものである。明治八年亥十月三日、石坂問屋円吉は、大福帳から調出した金額を亀吉に請求した。山方亀吉はこの支払に次の「定書」を石坂問屋円吉に渡した。

定　書

一、金六拾六円四拾銭
右金来る明治九年二月石炭開礦、然る上借主亀吉より旧七月迄出炭高を以払入申候　証書置入候得供、貸主円吉より示談の末、亀

吉所持の石炭礦貸主に御渡、然上ハ勝手ニ支配出を以斗自弁相立、本文金額満合候上ハ右亀吉江差戻可申、双方立会約定取極候上ハ後日に至リ異議申立間敷、貸主借主共承諾、然ニ付如件

明治八年九月四日

吉　浦　彦　太

小　林　喜　内

両人共印形失差出代印

前　田　拙　造　㊞

貸主　野中円吉殿

借主　丸尾亀吉殿

石炭山経営資金借入が年々借金として蓄積し、遂に「一、金六拾六円四拾銭」を全額支払うまでは、山方亀吉の出炭する石炭は石坂問屋円吉が勝手に支配してよいということになった。亀吉の石炭山は問屋円吉の管理山となったのである。また本件に関連する文書で先に「穴獄炭坑の炭層」の項の中でも紹介した史料をみよう。

若炭山壱枚物私引請、右山ニ差支無御座候バ、弐枚物石炭何方ヨリ出石被成候共異儀申間敷候、為置書差出候也

明治十一年

寅正月廿二日　野中円吉

立川村

丸尾亀吉様

右之通御渡申候間写書取候也

右を見ると、亀吉の石炭山全山管理から、一部管理にすることを通告している。明治十年の年末計算では、かなり問屋に支払をすることが出来たのであろう。

この年（明治十一年）三月十五日、石炭坑業人亀吉は、穴獄炭坑石炭山の借区（千六百坪と三百坪）権を菅木又六に譲渡している。(7)

しかし、石坂問屋大福帳の記録によれば、山方亀吉の借金問題は明治二十二年にやっと土地財産を売り解決している。

このように穴獄炭坑の坑業人の多くは石坂問屋から資金を借りていた。坑業人の孫娘の話によると「石坂問屋の年末精算には、着物を着て、下駄をはいて行くのが慣習になっていたが、お爺さんは着て行く着物も持たなくなって、自分の妻の着物を着て行ったこともある」と聞いたことがあるそうである。この後で「先祖が、石炭山経営などに手を出さなかったら、もう少しは財産も……」ともいわれた。この言葉は耳に重たく残っている。

石炭山経営資金の調達については、このほか唐津水主町の米屋吉井定治から資金を借りた文書があるから紹介する。

借　用　証　券

一、金四十円也　但利付

右之通り借用仕正ニ請取申候、然ル上ハ此引当立川村上石炭御入用次第何時ニも元利共勝手ニ御積候可罷成候、為後日証券指出置申候也

明治七年戌三月十七日

二十六大区二小区駒鳴村

野　中　円　吉

吉　井　定　治　様

この借用証券は、米屋吉井定治に本証券を渡した控の証券として石坂

問屋が持っていたものである。この中に当時石坂問屋が貸付した山方の名前と貸付額が覚書きとして書込まれている。この証券を見てもわかるように、藩政時代に藩が石炭坑業に拝借金制度を設けた際に、直接石炭坑業人には貸付しないで問屋に貸付たのと同様に、唐津水主町の米屋吉井定治も経済力の乏しい山方には直接貸付ず、一応石坂問屋円吉に貸付ている。石坂問屋円吉は、この借りた四拾円を次の者に貸付けたと借用証券にメモしている。

内拾四両二歩　庄平　払方済
拾四両二歩　半左衛門　あら算用
三両　米助　直引受申候
三両　常平　右同断

是ハ預リ引合ニ而、今残内五両卯平渡勘定之節引合候事

このように決済の状況を後から記入している記録と別に石坂問屋のメモがあるから照合して見る（もう一つのメモは、両を円で書いている）。前記「卯平渡五円は勘定之節引合候事」は別のメモを見ると、四拾円借用する前に卯平が「水主町米屋の蔵に上石炭を四千斤預け入」ていたから、これと引合勘定するということである。庄平については拾四円五拾銭、次に半左衛門の名前は弥平治の名前に変って拾四円五拾銭、半左衛門と弥平治は親子ではないかと思われる。米助の場合も米吉に変る。おそらく親子であろう。常平は三円借用、合計四拾円でゞている。

さて水主町米屋吉井定治から借りた四拾円の支払をする時点で、借金額の変更があって、弥平治は八円借用、庄平は弐拾六円借用している事になった。その支払の為に石炭を出荷した次の記録がある。

一、金四拾円
内
三円　常平
三円　米助
八円　弥平治
弐拾六円　庄平
此内
拾四円五拾銭　五月石下分払入
五月十日
石四千斤卯平分預り
十月下
石五千斤　庄平石
内訳
五日五百斤　庄平
十三日弐千五百斤　庄平
三十一日弐千斤　庄平
〆　米屋江相渡

このように五月から出炭の一部は米屋への借金返済にあてられたのである。

それから八ヶ年後、米屋は吉井定治の代から吉井佐太郎に代ったと思われるが、明治十五年九月二十六日、吉井佐太郎は野中円吉に対し書状で「明日中には相出金子持参にて、若し金子持参にて御下り無之候ば明後日に唐津裁判所へ訴可申候」と明治七年三月十七日付「一、金四拾円也」の野中円吉借用証券を持って返済をせまった。この件は、

米屋と石坂問屋との間でかなり掛合があったと思われるが、結果的には石坂問屋円吉が次の「約定書」を書いている。

約　定　書

今般金四拾円ニ而前借用金皆済相整イ申候上ハ、是迄石炭計算御座候処、此節返済払整イ申候上ハ私ニ於テ計算無御座候、後日異論無之為約定証如件

明治拾五年旧十月廿日

駒鳴村

野　中　円　吉

吉井佐太郎殿

これに対し米屋吉井佐太郎は、次の差出証書を円吉に渡した。

差　出　証　書

今般御貴殿江貸付金催促仕候処、双方示談ノ上当金四拾円ニテ示談は整イ申候、然ル処古証書ハ一時紛失仕候ハバ探索ノ上相分リ申候上ハ無相違御渡し可申候、若万一他方ヨリ該証書持参仕申候ハバ、催促仕候節は拙者共ニテ引受、御貴殿方ニ御迷惑相掛ケ申間敷候、其為メ一札差出申候、此示談ノ金員四拾円ハ正ニ受取申候、仍テ差出証書如件

明治十五年十月廿日

東松浦郡唐津町外町

吉　井　定　治　㊞

吉　井　佐太郎　㊞

小　宮　惣　吉　㊞

野中円吉殿

野中庫司殿

吉井定治代印

明治十五年頃には、すでに穴獄炭坑の石炭は五郎谷（東松浦郡相知町平山字下村）から相知町山崎土場に出炭されるようになっていた。石坂問屋と穴獄炭坑の長い取引関係についての記録は明治十二年以降全く石坂問屋の大福帳からも、ほかの文書からも消えている。このころ石炭山の資金調達には新しい動きが始まっていた。

3. 石炭山経営資金調達の新しい動き

幕末から維新にかけて穴獄炭坑の石炭山経営資金調達の唯一の機関であった石坂問屋がなぜ離れていったか、それに答える資料は石坂問屋にはない。

明治十五年頃には、すでに石坂土場から（現在の伊万里市大川町駒鳴区）相知山崎土場に土場は切替えられていたと思われる。その理由として出荷経費の節減ということは考えられない。なぜなら、従来の船路よりも陸送が高くなるからである（立川山より石坂土場まで約四キロメートル、相知山崎土場までは約四・六キロメートル）。しかし次のような問題は一つの理由として考えられる。それは川船を通す為には松浦川の深さを維持する必要があるということである。藩政時代は藩米輸送のために藩からは「川さらい」の経費と、村からは人夫を出夫させていた。しかし、明治維新以後は税金が金納となり、米の川下しは年々少なくなり、石炭山の山方に対し「川さらい」経費の負担が多くなってきたのであった。このことは石坂問屋の記録にも見られる。こうした理由のほかに四節二項「穴獄炭坑区と借区権の動き」であげた資料①、②に「借区廃業願」の理由として「資金微力ニシテ坑業不行届ニ付」と坑内が深くなるにつれて、長期に安定した多くの資金と安定した販路を求める動きが生じたことも考えられる。たとえば

有力な商社と石炭売買契約を結ぶことによって（佐賀県立図書館蔵明治行政資料「三菱商社石炭条約」の中に石炭稼人惣代田代米吉とあるのは穴獄炭坑の坑業人米吉である）小炭坑の坑業人も、石炭の需要増大に応じて安定した出炭によって経済社会で対等に取引しようとしたのである。その一つのあらわれとして、「石炭方合併社」に立川村坑業人田代政平ほか五人（明治十八年十月署名）が参加している。資金の調達にも新しい動きが起きていたのであろう。（完）

〔後記〕

石坂問屋の資料以外には次の資料・文献を参考・利用させていただいた。

『鉱山志料調』（佐賀県立図書館所蔵）
『明治行政資料』（同　右）
『厳木町史』（厳木町教育委員会編）
『伊万里市史』（伊万里市編）
川内昇著『多久石炭の話』（多久市刊行）

（九六頁より）

大正三年七月十五日　狂人炭車に刎飛ばさる

東松浦郡相知村三菱相知炭坑々夫石橋市太郎（五〇）は豫て精神に異常を呈し居たるが、去る十三日家人の制止をも聞かずして家出し、午前八時五〇分頃相知駅より西方一哩十五鎖余の個所に架設しある鉄橋上を渡行中、相知駅仝八時四〇分発下り炭車進行し来り、アハヤと言う間もなく該車に刎飛ばされ二五尺余下方の河中に墜落し脳しんとうを起し死亡せりと。

大正三年七月十七日　治安警察法改正

治安警察法の改正に関しては、目下安河内警保局長及び河原田・後藤両書記官主として欧米における新制度につき鋭意調査中なるが……。尚改正の要点は屋外集合屋内集合の届出、結社の自由等を始め風俗壊乱危険思想の取締、人権の擁護其他広く一般に亘りて□を施し、法律の許す範囲内に於て可及的改正寛大になす筈なりと。

大正三年七月十九日　補充兵訴へらる

杵島郡北方村志久杵島炭坑富重末松（二二三）、仝佐藤仲市（二三）は孰れも陸軍補充兵にして、本籍地を出発して現住所に来り手続きをなさざりしため昨日告発さる。

大正三年七月二〇日　九鉄里程表

九州鉄道管理局管内の総里数は、去五日の調査によれば、七〇五哩四分外に貨物線平均二七哩にして之を細別すれば、鹿島線二八二・八、長崎線一四三・七、豊州線一三一・三、筑豊線七五・九、宮崎線四一・〇、川内線三〇・七

右の中鹿児島線中には同本線、室木線、篠栗線、宮地線、三角線を含み……